「令和五年度」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十五年度から令和四年度まで」を「平成十六年度から令和五年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同項第十二号中「平成十五年度から令和四年度まで」を「平成十六年度から令和五年度まで」に改め、同項第十三号及び第十四号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同表市町村の項第三号中「

4　その他の教育費	人口
	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数

」を「

4　その他の教育費	人口

」に改め、同項第四号中「

4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口
5　清掃費	人口

」を「

4　こども子育て費	十八歳以下人口
5　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口
6　清掃費	人口

」に改め、同項第九号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同項第十号中「平成十五年度及び」を削り、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同項第十一号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同項第十二号中「平成十五年度」を「平成十五年度」に改め、同項第十三号中「平成十五年度から令和四年度まで」を「平成十六年度から令和五年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第三項の表中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九	十八歳以下人口	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の十八歳以下の人口	人

第十二条第三項の表第四十号⑴及び⑵並びに第四十三号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同表第四十四号中「地方税の減収補塡のため平成十五年度から令和四年度まで」を「地方税の減収補塡のため平成十六年度から令和五年度まで」に改め、同号⑴中「平成十五年度から令和四年度まで」を「平成十六年度から令和五年度まで」に、「平成十五年度及び平成十七年度から令和四年度まで」を「平成十七年度から令和五年度まで」に改め、同表第四十五号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同表第四十六号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同表第四十七号中「平成十五年度から令和四年度まで」を「平成十六年度から令和五年度まで」に改め、⑴を削り、⑵を⑴とし、⑶から⑻までを⑵から⑺までとし、同号に次のように加える。

⑻　地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額	

第十二条第三項の表第四十八号及び第四十九号中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第四号中「

4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正、密度補正及び態容補正
	七十五歳以上人口	密度補正
5　労働費	人口	段階補正

」を「

4　こども子育て費	十八歳以下人口	段階補正、密度補正及び態容補正
5　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正、密度補正及び態容補正
	七十五歳以上人口	密度補正
6　労働費	人口	段階補正

」に改め、同項第八号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十五年度から令和四年度まで」を「平成十六年度から令和五年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同項第十二号中「平成十五年度から令和四年度まで」を「平成十六年度から令和五年度まで」に改め、同項第十三号及び第十四号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同表市町村の項第三号中「

4　その他の教育費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数	態容補正

」を「

4　その他の教育費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正

」に改め、同項第四号中「

4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正、密度補正及び態容補正
	七十五歳以上人口	密度補正
5　清掃費	人口	密度補正及び態容補正

」を「

4　こども子育て費	十八歳以下人口	段階補正、密度補正及び態容補正
5　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正、密度補正及び態容補正
	七十五歳以上人口	密度補正
6　清掃費	人口	密度補正及び態容補正

」に改め、同項第八号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同項第九号中「平成十五年度及び」を削り、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同項第十号中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同項第十一号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同項第十二号中「平成十五年度から令和四年度まで」を「平成十六年度から令和五年度まで」に改め、同項第十三号及び第十四号中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附則第四条の見出し中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第一項中「令和五年度に限り」を「令和六年度に限り」に、「千二百億円」を「五千億円」に、「六百五十四億百七十二万円」を「六百十一億千七百二十万七千円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）」に改め、「附則第四条の二第一項」の下に「及び第三項」を加え、「令和五年度分」を「令和六年度分」に、「百五十四億円」を「九百八十八億円」に改め、同項第三号中「令和五年度」を「令和六年度」